

国内発生早期	
予想される状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・県内においては、以下の段階が想定される。 	
(県内未発生期)	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
(県内発生早期)	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
県内発生早期の対策の目標	
<ol style="list-style-type: none"> 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 	
対策の考え方	
<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われた際は、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 国内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、国民生活及び国民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 	

(1) 実施体制

(1)-1 基本的方向性の確認

県は、国が公示した基本的対処方針の変更を踏まえ、県としての基本的な方向性を確認する。

○県内未発生期

(1)-2 実施体制

- ① 県は、「国内における患者の発生」を発表する。
- ② 県は、必要に応じ、対策本部会議、幹事会、有識者会議を開催し、今後の対策・措置や具体的な取組みを準備する。
- ③ 県は、必要に応じ、海外発生期に設置した事務局の体制を強化する。
- ④ 県は、必要に応じ、現地対策本部会議、地域対策会議等を開催し、地域において必要な対策・措置や具体的な取組みを準備する。
(各行政県税事務所・保健福祉事務所)

◎県内発生早期

(1)-2 実施体制

(国内感染期においても県内発生早期であれば同様の対応)

- ① 県は、「県内における患者の発生」を発表する。
- ② 県は、対策本部会議を開催し、庁内一体での取組を推進する。また、現地対策本部会議、地域対策会議等を開催し、地域において必要な対策・措置や具体的な取組みを実施する。
- ③ 県は、必要に応じ、幹事会、有識者会議を開催し、今後必要になる対策・措置や具体的な取組みを検討する。
- ④ 県は、県内に政府現地対策本部が設置された場合には、連携を図り、新型インフルエンザ等対策を進める。

(1)-3 緊急事態宣言

- ① 緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

緊急事態宣言を行うまでの手順は、おおむね、以下のように考えられる。

- ・ 厚生労働省(国立感染症研究所及び検疫所を含む。)は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告する。

- ・ 政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問。あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問。
 - ・ 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価があった場合、政府対策本部長が緊急事態宣言を行うことを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、変更案を決定する。
 - ・ 政府対策本部長は緊急事態宣言を行うとともに、基本的対処方針を変更する。
 - ・ あわせて、政府対策本部長は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。
- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。
- ③ 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

○県内未発生期

(2)-1 情報収集

県は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

(健康福祉部)

(2)-2 サーベイランス

① 都道府県等は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。

(健康福祉部)

- ② 都道府県等は、医療機関から、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者含む）及び入院患者の届け出を求める。
（健康福祉部）
- ③ 都道府県等は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
（総務部、こども未来部、健康福祉部、教育委員会）
- ④ 県は、国からの新型インフルエンザ等患者の臨床情報や国内の発生状況等について、医療機関へ情報提供する。
（健康福祉部）

(2)-3 調査研究

- 都道府県等は、必要に応じ、国の行う調査研究へ協力する。
（健康福祉部）

◎県内発生早期

（国内感染期においても県内発生早期であれば同様の対応）

(2)-1 情報収集

- 県は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。
（健康福祉部）

(2)-2 サーベイランス

- ① 都道府県等は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
（健康福祉部）
- ② 都道府県等は、医療機関から、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者含む）及び入院患者の届け出を求める。
（健康福祉部）
- ③ 都道府県等は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
（総務部、こども未来部、健康福祉部、教育委員会）
- ④ 県は、国からの新型インフルエンザ等患者の臨床情報や国内の発生状況等について、医療機関へ情報提供する。
（健康福祉部）

- ⑤ 県は、県内の発生状況を、国に迅速に情報提供する。
(健康福祉部)

(2)-3 調査研究

- 都道府県等は、必要に応じ、国と連携して、県内発生患者等について感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。
(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

□県内未発生期・県内発生早期共通

(3)-1 情報提供

- ① 県は、県民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
(総務部、健康福祉部)
- ② 県は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
(総務部、こども未来部、健康福祉部)
- ③ 県は、県民からコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
(総務部、健康福祉部)

(3)-2 情報共有

- ① 県は、国・市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。
(健康福祉部)
- ② 県は、市町村・県医師会等の関係機関に対し、適宜、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供や情報交換・共有、協議を行い、必要に応じて説明会を開催する。
(健康福祉部)

(3)-3 コールセンターの体制充実・強化

① 県は、県のコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の体制を充実・強化する。

（健康福祉部）

② 県は、市町村に対し、国が作成する、状況の変化に応じたQ&Aの改定版を配布し、コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の体制の充実・強化を要請する。

（健康福祉部）

(3)-4 医療機関相談窓口設置の継続

県は、医師会等との連携のもとに、医療機関からの相談に対応する窓口の設置を継続する。

（健康福祉部）

(4) 予防・まん延防止

○県内未発生期

(4)-1 県内でのまん延防止対策

県は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に、感染対策を強化するよう要請する。

（健康福祉部）

◎県内発生早期

(4)-1 県内でのまん延防止対策

(国内感染期においても県内発生早期であれば同様の対応)

① 都道府県等は、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。

（健康福祉部）

② 都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

（健康福祉部）

- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
(各部局)
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
(総務部、こども未来部、健康福祉部、教育委員会)
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
(健康福祉部、県土整備部)

- ③ 都道府県等は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
(健康福祉部)

(4)-2 予防接種（住民接種）

- ① 市町村は、パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく接種（新臨時接種）について、国が決定した接種順位に基づき、接種を開始する。
(健康福祉部)
- ② 県及び市町村は、国の求めに基づき、接種に関する情報提供を開始する。
(健康福祉部)
- ③ 市町村は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種等を行う。
(健康福祉部)
- ④ 県は、国が行うワクチン接種モニタリングに協力する。
(健康福祉部)

(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。対策を行うにあたっては、基本的人権を尊重することとし、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
- ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。

- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。³²⁾）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
 - ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る³³⁾）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ② 市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

○県内未発生期

(5)-1 医療体制の整備

- ① 都道府県等は、海外発生期に引き続き、帰国者・接触者電話相談センターにおける相談体制を継続するとともに、帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。
(健康福祉部)
- ② 県は、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者等の濃厚接触者、同じ職場等にいる者、医療従事者又は救急隊員であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。
なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。
(総務部、健康福祉部)

³²⁾ 学校（大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設を除く。）、保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

³³⁾ 大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設等の施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの。

(5)-2 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(健康福祉部)

(5)-3 抗インフルエンザウイルス薬

① 県は、県内感染期に備え、引き続き、国と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

(健康福祉部)

② 県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認し、県備蓄分の放出について検討を開始する。

(健康福祉部)

③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を医薬品等販売業者に指導する。

(健康福祉部)

(5)-4 医療機関・薬局における警戒活動

県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

(警察本部)

(5)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

◎県内発生早期

(5)-1 医療体制の整備

(国内感染期においても県内発生早期であれば同様の対応)

都道府県等は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者電話相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

都道府県等は、患者等が増加してきた段階においては、必要が生じた場合又は国から要請があったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

(健康福祉部)

(5)-2 患者への対応等

(国内感染期においても県内発生早期であれば同様の対応)

- ① 都道府県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
(健康福祉部)
- ② 都道府県等は、国と連携し、公衆衛生上、必要と判断した場合に、衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
(健康福祉部)
- ③ 都道府県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。
(健康福祉部)

(5)-3 医療機関等への情報提供

- 県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。
(健康福祉部)

(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、県内感染期に備え、引き続き、国と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
(健康福祉部)
- ② 県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認し、県備蓄分の放出について検討する。
(健康福祉部)
- ③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を医薬品等販売業者に指導する。
(健康福祉部)

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

(県警本部)

(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

□県内未発生期・県内発生早期共通

(6)-1 県の業務継続

県は、必要に応じ、県の『業務継続マニュアル』に基づく対応をとる。

(各部局)

(6)-2 市町村の対策への支援

県は、市町村の対策の状況を確認し、必要に応じて具体的な支援を開始する。

(各行政県税事務所)

(6)-3 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

(各部局)

(6)-4 県民・事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(各部局)

(6)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

（各部局）

①-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定地方公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

①-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

② サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

（各部局）

③ 緊急物資の運送等

- ・ 国及び県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

（県土整備部、各部局）

- ・ 国及び県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
（健康福祉部）
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、国及び県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。
（県土整備部、健康福祉部、各部局）

④ 生活関連物資等の価格の安定等

国、県及び市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

（生活文化スポーツ部、農政部、産業経済部、各部局）

⑤ 犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

（再掲）

（県警本部）

国内感染期			
<p>予想される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・県内においては、以下の段階が想定される。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <p>(県内未発生期)</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>(県内発生早期)</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>(県内感染期)</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</p> </td> </tr> </table>	<p>(県内未発生期)</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p>	<p>(県内発生早期)</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>	<p>(県内感染期)</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</p>
<p>(県内未発生期)</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p>			
<p>(県内発生早期)</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>			
<p>(県内感染期)</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</p>			
<p>県内感染期の対策の目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑える。 			
<p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 2) 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県ごとに実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、国民生活・国民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。 			

国内感染期の県内未発生期について

この段階において、県内において患者が発生していない場合、必要に応じて、国内発生早期の県内未発生期の対応を継続することとする。

(1) 実施体制

□県内発生早期・県内感染期共通

(1)-1 基本的方向性の確認

県は、国内感染期に入ったことにより国が変更決定した基本的対処方針を踏まえ、県としての基本的な方向性を確認する。

(1)-2 実施体制

- ① 県は、必要に応じ、対策本部会議、幹事会、有識者会議等を開催し、必要な対策・措置や具体的な取組みを準備・実施する。
- ② 県は、必要に応じ、現地对策本部会議、地域対策会議を開催し、地域において必要な対策・措置や具体的な取組みを準備・実施する。
(各行政県税事務所・保健福祉事務所)

(1)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。
- ② 地方公共団体が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

◎県内発生早期

(国内発生早期の県内発生早期の対応と同様)

- ・ 県は、「県内における患者の発生」を発表する。

●県内感染期

- ・ 県は、県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（県内感染期）に入ったことを発表する。

(2) サーベイランス・情報収集

◎県内発生早期

(国内発生早期の県内発生早期の対応と同様)

(2)-1 情報収集

県は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

(健康福祉部)

(2)-2 サーベイランス

① 都道府県等は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。

(健康福祉部)

② 都道府県等は、医療機関から、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者含む）及び入院患者の届け出を求める。

(健康福祉部)

③ 都道府県等は、国内発生早期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化する。

(総務部、こども未来部、健康福祉部、教育委員会)

④ 県は、国からの新型インフルエンザ等患者の臨床情報や国内の発生状況等について、医療機関へ情報提供する。

(健康福祉部)

⑤ 県は、県内の発生状況を、国に迅速に情報提供する。

(健康福祉部)

(2)-3 調査研究

都道府県等は、必要に応じ、国と連携して、県内発生患者等について感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(健康福祉部)

●県内感染期

(2)-1 情報収集

県は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対策について、引き続き、国等を通じて必要な情報を収集する。

(健康福祉部)

(2)-2 サーベイランス

- ① 都道府県等は、患者数が増加した段階で新型インフルエンザ等患者等の全数把握は中止し、重症者及び死亡者に限定して情報を収集する。
(健康福祉部)
- ② 都道府県等は、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。
(総務部、こども未来部、健康福祉部、教育委員会)
- ③ 県は、引き続き、県内の発生状況を、国に迅速に情報提供する。
(健康福祉部)

(2)-3 調査研究

- 都道府県等は、必要に応じ、国と連携して、県内発生患者等について感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。
(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

□県内発生早期・県内感染期共通

(3)-1 情報提供

- ① 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
(総務部、健康福祉部)
- ② 県は、引き続き、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
(健康福祉部、各部局)
- ③ 県は、引き続き、県民からコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）等に寄せられる問い合わせや市町村、医療機関等の関係機関から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。
(健康福祉部)
- ④ 県は、県内感染期となった場合、それに伴い新型インフルエンザ等患者の診療体制が変更されたことを速やかに県民に周知する。
(総務部、健康福祉部)

(3)-2 情報共有

- ① 県は、国、市町村や関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、流行や対策の状況を的確に把握する。
(健康福祉部)
- ② 県は、市町村、県医師会等の関係機関に対し、適宜、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供や情報交換・共有、協議を行い、必要に応じて説明会を開催する。
(健康福祉部)

(3)-3 コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の継続

- ① 県は、コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）を継続する。
(健康福祉部)
- ② 県は、市町村に対し、国が状況の変化に応じて改定したQ&Aを配布し、コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の継続を要請する。
(健康福祉部)

(3)-4 医療機関相談窓口設置の継続

県は、医師会等との連携のもとに、医療機関からの相談に対応する窓口を継続する。
(健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止**◎県内発生早期****(4)-1 県内でのまん延防止対策**

(国内発生早期の県内発生早期の対応と同様)

- ① 都道府県等は、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。
(健康福祉部)
- ② 都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
(健康福祉部)

- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
(各部局)
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
(総務部、こども未来部、健康福祉部、教育委員会)
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
(健康福祉部、県土整備部)
- ③ 都道府県等は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
(健康福祉部)

●県内感染期

(4)-1 県内でのまん延防止対策

- ① 都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接県民、事業者等に対して次の要請を行う。
- ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
(健康福祉部)
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
(各部局)
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業³⁴（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
(総務部、こども未来部、健康福祉部、教育委員会)
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
(健康福祉部、県土整備部)

³⁴ 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられる。

- ② 都道府県等は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

(健康福祉部)

- ③ 都道府県等は、国と連携し医療機関に対し、県内感染期となった場合、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。

(健康福祉部)

- ④ 都道府県等は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

(健康福祉部)

(4)-2 予防接種

県は、国の求めに基づいた接種に関する情報提供など、国内発生早期の対策を継続し、市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(健康福祉部、各部局)

(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。対策を行うにあたっては、基本的人権を尊重することとし、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

- ① 県は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない

施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 市町村は、国内発生早期の対策を継続し、住民接種（特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種）を進める。

（健康福祉部）

（5）医療

◎県内発生早期

（5）-1 医療体制の整備

（国内発生早期の県内発生早期の対応と同様）

都道府県等は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者電話相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

都道府県等は、患者等が増加してきた段階においては、必要が生じた場合又は国から要請があったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

（健康福祉部）

（5）-2 患者への対応等

（国内発生早期の県内発生早期の対応と同様）

- ① 都道府県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

（健康福祉部）

- ② 都道府県等は、国と連携し、公衆衛生上、必要と判断した場合に、衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

（健康福祉部）

- ③ 都道府県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。
(健康福祉部)

(5)-3 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。
(健康福祉部)

(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、県内感染期に備え、引き続き、国と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
(健康福祉部)
- ② 県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認し、県備蓄分の放出について検討する。
(健康福祉部)
- ③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を医薬品等販売業者に指導する。
(健康福祉部)

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。
(県警本部)

●県内感染期

(5)-1 患者への対応等

- ① 都道府県等は、帰国者・接触者電話相談センター、帰国者・接触者外来及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
(健康福祉部)

② 都道府県等は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
(健康福祉部)

③ 都道府県等は、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
(健康福祉部)

④ 都道府県等は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。
(健康福祉部)

(5)-2 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。
(健康福祉部)

(5)-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

① 県は、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が不足する見込みと認められた場合、県備蓄の放出を行う。
(健康福祉部)

② 県は、県備蓄分を放出しても、不足が解消しない見込みである場合は、国備蓄分の放出要請を行う。
(健康福祉部)

③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を医薬品等販売業者に指導する。
(健康福祉部)

(5)-4 在宅で療養する患者への支援

県は、市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、要請する。
(健康福祉部)

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

(警察本部)

(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

② 都道府県等は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(健康福祉部)

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保**□県内発生早期・県内感染期共通****(6)-1 県の業務継続**

県は、必要に応じ、県の『業務継続マニュアル』に基づく対応をとる。

(各部局)

(6)-2 市町村の対策の支援

県は、市町村の対策の状況を把握し、必要に応じ支援を行う。

(各行政県税事務所)

(6)-3 事業者の対応

① 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

(各部局)

- ② 県は、事業者からの相談（医療に関するものを除く。）に対応し、必要に応じて可能な支援を行う。
（各部局）

(6)-4 県民・事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。
（生活文化スポーツ部、農政部、産業経済部、各部局）

(6)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 業務の継続等

- ・ 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
（各部局）
- ・ 県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。
（各部局）

② 電気及びガス並びに水の安定供給 国内発生早期の記載を参照

③ 運送・通信・郵便の確保 国内発生早期の記載を参照

④ サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。
（各部局）

⑤ 緊急物資の運送等 国内発生早期の記載を参照

⑥ 物資の売渡しの要請等

- ・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

⑦ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 国、県、市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(生活文化スポーツ部、農政部、産業経済部、各部局)

- ・ 国、県、市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(生活文化スポーツ部、農政部、産業経済部、各部局)

- ・ 国、県、市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(生活文化スポーツ部、農政部、産業経済部、各部局)

⑧ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

(健康福祉部)

⑨ 犯罪の予防・取締り

国内発生早期の記載を参照。

⑩ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

(健康福祉部)

- 県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
(健康福祉部)
- 県は、市町村に対し、国が定める埋葬及び火葬の手続の特例を周知する。
(健康福祉部)
- 県は、遺体の埋葬・火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送手配等を実施する。
(健康福祉部)

小康期
予想される状況
○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行は一旦終息している状況。
対策の目標
1) 国民生活・国民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 緊急事態解除宣言

国において、「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

(1)-2 対策の評価・見直し

県は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、政府行動計画、ガイドラインの見直し等を踏まえ、県行動計画等の見直しを行う。

(各部局)

(1)-3 実施体制

- ① 県は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、必要に応じ、対策本部会議、幹事会、有識者会議を開催し、第二波に備え必要な対策・措置や具体的な取組みを検討する。
- ② 県は、必要に応じ事務局体制を縮小する。
- ③ 県は、必要に応じ、現地対策本部会議、地域対策会議を開催し、地域において必要な対策措置や具体的な取組みを準備・実施する。
(各行政県税事務所・保健福祉事務所)

(1)-4 県対策本部、市町村対策本部の廃止

県は、政府対策本部が廃止された時は、また、市町村は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに県対策本部又は市町村対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対策について、国等を通じて必要な情報を収集する。
(健康福祉部)

(2)-2 サーベイランス

- ① 都道府県等は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
(健康福祉部)
- ② 都道府県等は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。
(総務部、こども未来部、健康福祉部、教育委員会)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
(総務部、健康福祉部)
- ② 県は、県民からコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）等に寄せられた問い合わせ、市町村や医療機関等の関係機関から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。
(健康福祉部)

(3)-2 情報共有

県は、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

(健康福祉部)

(3)-3 コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の体制の縮小

県は、状況を見ながら、県のコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）を縮小するとともに、市町村に対しコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の体制の縮小を要請する。

(健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 予防接種

市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(健康福祉部)

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく、予防接種法第6条第1項に規定する住民に対する予防接種（臨時の予防接種）を進める。

(5) 医療

(5)-1 医療体制

都道府県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(健康福祉部)

(5)-2 抗インフルエンザウイルス薬

① 県は、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。

(健康福祉部)

② 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

(健康福祉部)

(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

(6)-1 県の業務継続

県は、必要に応じ、県の『業務継続マニュアル』に基づく対応をとる。
(各部局)

(6)-2 市町村・事業者への支援

県は、市町村、事業者の被害状況を確認し、必要に応じて支援を行う。
(各部局、各行政県税事務所)

(6)-3 県民・事業者への呼びかけ

県は、必要に応じ、引き続き県民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっ
ての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・
生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう
要請する。

(生活文化スポーツ部、農政部、産業経済部、各部局)

(6)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 業務の再開

- ・ 県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不
可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し
支えない旨周知する。

(各部局)

- ・ 県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等
の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことが
できるよう、必要な支援を行う。

(各部局)

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・ 県は、県内の状況等を踏まえ、国内感染期で講じた措置を継続し、また、合
理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮
小・中止する。

(各部局)

- ・ 市町村、指定（地方）公共機関は、国及び県と連携し、国内の状況等を踏ま
え、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急
事態措置を縮小・中止する。

(健康福祉部、関係部局)

(参考)

鳥インフルエンザ※1への対応

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

I 平常時の対応

① 実施体制

- ・ 県は、高病原性鳥インフルエンザ※2の発生予防等に万全を期するため、「群馬県高病原性鳥インフルエンザ対策庁内連絡会議」により、情報の集約・共有・分析を行うとともに、鳥への感染拡大防止対策に関する措置等について協議・決定する。

(関係部局)

② サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- ・ 県は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。
(健康福祉部、環境森林部、農政部)

情報収集源

- ・ 国
- ・ 国際機関 (WHO、OIE、国連食糧農業機関 (FAO) 等)
- ・ 国立感染症研究所
- ・ 国立環境研究所
- ・ (独)動物衛生研究所
- ・ 市町村

【野鳥・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス】

- ・ 県は、野鳥・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザのサーベイランスを実施する。
(環境森林部、農政部)
- ・ 県は、家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。
(農政部)

- ・ 県は、国の各種調査（渡り鳥の飛来経路や高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況に関する調査）に協力する。
（環境森林部）

【家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生予防】

- ・ 県は、県内家きん飼養農場における人や車両の消毒、野鳥の侵入防止対策等の衛生管理の徹底を指導する。
（農政部）
- ・ 県は、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置として必要となる資器材（防護服、マスク、消毒液等）を備蓄する。
（農政部）

II 発生時の対応

① 実施体制

【県内で鳥インフルエンザが発生した場合等※3の対応】

- ・ 県は、高病原性鳥インフルエンザの発生時における適正かつ迅速な対応、県民に対する不安の解消及び関係者への支援等に万全を期するため、「群馬県高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、迅速な防疫措置を講ずるとともに、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、鳥や人への感染対策に関する措置等について協議・決定する。
（関係部局）

② サーベイランス・情報収集

【家きん等における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス】

- ・ 県は、発生農場と関連する農場等への立入検査、発生農場周辺地域の発生状況検査と清浄性確認検査を実施する。
（農政部）

【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】

- ・ 県は、県内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。
（健康福祉部）

③ 情報提供・共有

【鳥インフルエンザ発生等の場合の情報提供】

- ・ 県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国等からの海外における発生状況、関係省庁における対応状況等の情報提供を受け、県民に積極的な情報提供を行う。

(健康福祉部、農政部、総務部)

- ・ 県は、県内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザへの感染が確認された場合、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。

(企画部、健康福祉部、農政部)

④ 予防・まん延防止

【家きん等への高病原性鳥インフルエンザの防疫対策】

- ・ 県は、発生農場における速やかな患畜等の殺処分、死体・汚染物品の処理、家きん等の移動の制限、周辺農場の清浄性の確認のための検査等を講じ、まん延防止を図る。

(健康福祉部、農政部)

- ・ 県は、殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、県単独での対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、他都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行うとともに自衛隊の支援を要請する。

(総務部、農政部)

- ・ 県は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく患畜等に対する手当金に加え、互助基金や融資制度により、影響を受けた農家の経営再開等を支援する。

(農政部)

- ・ 県は、国が実施する感染源・感染経路等の疫学調査に協力する。

(環境森林部、農政部)

- ・ 県は、学校・家庭を含めて家きん等を飼養している者に対して、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。

(総務部、健康福祉部、農政部、教育委員会)

- ・ 県は、農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（健康調査、ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について必要な支援を行う。
（健康福祉部、農政部）
- ・ 県は、ペット鳥取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、健康チェック等を行うよう要請する。
（健康福祉部）

【人への鳥インフルエンザの感染対策】

（県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応）

- ・ 都道府県等は、必要に応じて、国へ疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請し、国と連携して、積極的疫学調査を実施する。
（健康福祉部）
- ・ 都道府県等は、疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬、感染防止の徹底等）等を実施する。
（健康福祉部）
- ・ 都道府県等は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対しては、必要に応じ、外出自粛を要請又は自宅待機を依頼する。
（健康福祉部）
- ・ 県は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。
（健康福祉部）

⑤ 医療

【県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の医療の提供】

- ・ 都道府県等は、感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、速やかに感染症指定医療機関と受診調整の上、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。
（健康福祉部）
- ・ 県は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、衛生環境研究所で検査が実施できるよう体制を整備する。
（健康福祉部）

- ・ 都道府県等は、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院その他の必要な措置を講ずる。
（健康福祉部）

※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条で定義される感染症を指す

※2 家畜伝染病予防法第2条で定義される家畜伝染病を指す

高病原性鳥インフルエンザとは、高病原性鳥インフルエンザ国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の疾病、及び、低病原性鳥インフルエンザH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病をいう。

※3 次のいずれかのときを指す

- （1）県内の家きん等が県の簡易検査で、鳥インフルエンザが疑われた場合。
- （2）隣接県で高病原性鳥インフルエンザが発生し、県内に移動制限区域が及んだ場合。
- （3）その他知事が必要と認めた場合。

【用語解説】

※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関(県内で指定されている医療機関はない。)、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- *特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- *第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- *第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- *結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○住民接種

緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、
B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1 に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
体外診断用医薬品製造業	B-2 B-3	体外診断用医薬品製造販売業 体外診断用医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
再生医療等製品販売業	B-2 B-3	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	厚生労働省
再生医療等製品製造業	B-2 B-3	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
道路貨物 運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送 業	新型インフルエンザ等発生 時における必要な緊急物資 の運送	国土交通 省
道路旅客 運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車 運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生 時における必要な旅客の運 送	国土交通 省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生 時における国民への情報提 供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生 時における郵便の確保	総務省
映像・音 声・文字情 報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生 時における国民への情報提 供	経済産業 省
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生 時における必要な資金決済 及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業 省、農林 水産省 財務省 厚生労働 省
河川管 理・用水供 給業	—	河川管理・用水供給 業	新型インフルエンザ等発生 時における必要な水道、工業 用水の安定的・適切な供給に 必要な水源及び送水施設の 管理	国土交通 省
工業用水 道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生 時における必要な工業用水 の安定的・適切な供給	経済産業 省
下水道業	—	下水道処理施設維持 管理業 下水道管路施設維持 管理業	新型インフルエンザ等発生 時における下水道の適切な 運営	国土交通 省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生 時における必要な水道水の 安定的・適切な供給	厚生労働 省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
金融証券 決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク、金融決済システム 金融商品取引所等、 金融商品取引清算機関、 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物 卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPGガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品 製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品 小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品 小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、レトルト食品製造業、冷凍食品製造業、めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
飲食料品 卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生 時における最低限の食料品 及び食料品を製造するた めの原材料の供給	農林水産 省
石油事業 者	B-5	燃料小売業（LPガ ス、ガソリンスタン ド）	新型インフルエンザ等発生 時におけるLP ガス、石油製 品の供給	経済産業 省
その他の 生活関連 サービス 業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働 省
	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業 省
その他小 売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生 時における最低限の生活必 需品の販売	経済産業 省
廃棄物処 理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務
(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
都道府県対策本部の事務	区分1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	市町村
市町村対策本部の事務	区分1	市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	県・市町村

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、 予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の 予算の議決、議会への報告	区分1	県・市町村
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	県・市町村
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年 院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の予 防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止す るため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための 信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における 診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官 等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に 即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務